

# 大津市学校給食業務に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

本要領は、「大津市学校給食業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

大津市学校給食業務

### (2) 業務内容

#### ア 内容

共同調理場において副食を調理及び加工し、これらを下記の小学校及び中学校に配送及び配膳、回収すること。

詳細は「大津市学校給食業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

#### イ 対象施設

##### (ア) 実施場所 大津市北部学校給食共同調理場及びその受配校

調理食数 6, 149食/日（令和7年度）

給食提供校 小学校13校（調理食数 4, 767食/日（令和7年度））

（小松、木戸、和邇、小野、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東、雄琴、坂本）

中学校 4校（調理食数 1, 382食/日（令和7年度））

（伊香立、真野、堅田、仰木）

※受配校は、後年度において変更を予定している。（詳細未定）

### (3) 業務期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 3 委託料上限額

1年間の委託料の上限は、下記のとおりとする。

191, 973, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、本業務は令和8年度当初予算の議決を要することから、予算が成立しない場合はこのプロポーザルによる手続は無効とする。

## 4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

## 5 スケジュール

令和7年6月27日（金） 実施公告、実施要領交付

令和7年7月11日（金） 現地見学会

※参加申込み必要

令和7年7月18日(金) 正午	質疑、参加申込書等 提出締切
令和7年7月29日(火)	参加資格審査結果通知書発送、質疑に対する回答
令和7年8月8日(金) 正午	提案書の提出締切
令和7年8月20日(水)	プレゼンテーション審査
令和7年8月26日(火)	結果通知

## 6 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

前項の業務に係る公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）に参加することができる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(ア)にあっては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

### ア 資本関係

(ア) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ウ) (ア)又は(イ)と同視しうる関係にあると認められる場合

### イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

- a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
  - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
  - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
  - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - d 組合の理事
  - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
  - (イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
  - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
  - (エ) (ア)から(ウ)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
  - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
  - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
  - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 直近5年以内に、共同調理場における1日5,000食以上の学校給食の調理業務（契約期間が2年以上のものに限る。）を受託し、これを履行した実績（履行中のものを含む。）を有する者であること。

- (9) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）第60条又は第61条に規定する処分を現に受けていないこと。

## 7 現地見学会

(1) 開催日時

令和7年7月11日（金） 午後3時から午後4時まで

※現地見学会への参加を希望するものは、電子メールにて別添参加申込書（様式第6号）により行うこと。

【参加受付期限】 令和7年7月10日（木）正午まで

(2) 場所

大津市北部学校給食共同調理場（大津市真野四丁目26番14号）

※見学者通路及び調理場外部からの見学等とする。なお、写真撮影を行う場合は、係員の指示に従うものとする。

※参加者は2人以内とし、現地集合とする。駐車スペースに余裕がないため、乗り合わせて来場のこと。

※現地見学会に連絡なく欠席した者は失格とする。

## 8 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領、別で定める仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

(1) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

- |  |         |                 |
|--|---------|-----------------|
| (ア) 参加申込書  | （様式第1号） | 1部              |
| (イ) 誓約書兼承諾書  | （様式第2号） | 1部              |
| (ウ) 学校給食調理実績報告書  | （様式第3号） | 11部（原本1部、副本10部） |
| ・受託実績が確認できる書類  |         |                 |
| (エ) 会社概要   | （様式第4号） | 11部（原本1部、副本10部） |
| (オ) 定款の写し  |         | 1部              |
| (カ) 貸借対照表及び損益計算書、その他財務状況がわかるもの（直近3か年分）   |         | 1部              |
| (キ) 令和7年度大津市競争入札参加有資格者名簿に登録がない場合にあつては、次に掲げる書類  |         | 1部              |
| a 直近年度の市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が大津市に存する場合に限る。）及び消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）（滞納がないことを確認できるもの） |         |                 |
| b 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登録簿謄本）（写し可）及び役員名簿、個人の場合にあつては身分証明書の写し                           |         |                 |

- ※ 市町村税については直近1年度分の納期の到来したすべての税目とする。
- ※ 各証明書については、発行日が3か月以内のものとし、写しも可とする。
- ※ 役員名簿については、任意様式でも可とするが、別に定める項目をすべて記載すること。

イ 提出期限

令和7年7月18日（金）正午まで（必着）

ウ 提出方法

持参及び郵送に限る。

- ※ 郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、令和7年7月18日（金）正午までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提案者のリスク負担とする。

エ 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号  
大津市教育委員会事務局学校給食課（別館2階） 担当 石田

オ 参加資格審査結果

参加資格審査を行った全ての者に対し、文書により通知する。通知は、令和7年7月29日（火）の予定

## 9 質疑・応答

(1) 提出方法

別に定める質問書（様式第5号）により電子メールにて送信すること。

- ※ 電子メール以外の方法によるものは、受け付けない。
- ※ 質疑内容は当該プロポーザルに関することに限るものとし、受託候補者を決定するための評価及び審査に関する質疑については一切受け付けない。また、上記に示す提出方法に合致しない質疑も受け付けない。
- ※ 参加資格を有していない者の質疑は受け付けない。なお、メール送信にあたっては、送信後、電話で送信した旨を連絡すること。

(2) 期限

令和7年7月18日（金）正午まで（必着）

- ※ 質問期限以降の質問は受け付けない。

(3) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号  
大津市教育委員会事務局学校給食課 担当 石田 宛  
電子メールアドレス otsu2412@city.otsu.lg.jp

(4) 回答方法

参加資格を有する者に、全質疑回答を質問書送信アドレス宛てに電子メールにて送信するとともに、ホームページにおいて掲載する。

- ※ 受信後、受信した旨の確認メールを返信すること。

回答日 令和7年7月29日（火）予定

## 10 提案書等の提出

- (1) 提出対象者  
参加資格審査を経て参加資格要件を有すると認められたプロポーザル参加者
- (2) 提出書類
  - ア 提案書 (別紙様式) 11部 (原本1部、副本10部)  
※ ただし、提案書の表紙(「大津市学校給食業務委託に係るプロポーザル提案書」)は原本1部のみの提出とする
  - イ 見積書 (任意様式) 1部
- (3) 提出期限  
令和7年8月8日(金)正午まで(必着)
- (4) 提出方法  
持参及び郵送に限る。  
※ 郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、令和7年8月8日(金)正午までに到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提案者のリスク負担とする。
- (5) 提出先  
〒520-8575 大津市御陵町3番1号  
大津市教育委員会事務局学校給食課(別館2階) 担当 石田

## 11 提案書等作成方法

別に定める「大津市学校給食業務プロポーザル提案書等作成要領」を参照し作成すること。

## 12 審査方法

本実施要領及び仕様書等に基づき提出された提案書等について、大津市学校給食業務プロポーザル審査委員会(以下「審査委員会という。’)が審査し、総合評価点が最も高い者を受託候補者として選定する。なお、総合評価点が同点となった場合、見積額が最も安い参加者を受託候補者とする。また、見積額も同額である場合は、くじにより受託候補者を決定する。

- (1) 審査対象  
参加資格審査を経て参加資格要件を有すると認められたプロポーザル参加者
- (2) 審査の実施  
書面審査及びプレゼンテーションによる審査。
- (3) 審査基準  
審査項目、審査の視点については以下のとおりとする。

審査項目		審査の視点
組織評価	企業の財務状況	財務の健全性
	学校給食共同調理場での受託実績	公告の日前5年以内に、共同調理場において1日5,000食以上の学校給食の調理業務を受託し、2年以上継続して履行した実績（履行中のものを含む）
提案内容評価	学校給食に関する基本的な考え方	学校給食業務遂行の基本方針
	管理運営体制及び人員配置体制	管理運営組織体制及びバックアップ体制、従業員の配置計画及び配置の考え方、従業員の代替体制
	教育・研修体制	従業員の採用及び教育に対する考え方、指導及び研修計画、受託準備期間における研修計画等
	安全・衛生管理体制	安全及び衛生管理対策についての考え方、従業員への指導及び管理体制
	危機管理体制	事故及び災害発生、異物混入、調理員等の感染症等を未然に防ぐための対策、事故及び災害発生、異物混入発生時及び発生後の緊急対応、調理員がノロウイルス等による食中毒や感染症等に感染し、調理場の業務を停止する必要がある場合の対応、代行保証の内容及び保険の加入状況、危機管理マニュアル
	調理業務及び実例	衛生管理マニュアル、作業工程表・作業動線図
	学校と配膳員との関係に対する考え方	学校職員及び児童生徒への対応についての考え方、学校内（配膳室を含む）の備品及び設備に対する考え方
	学校給食業務における提案	安全、安心でおいしい学校給食を提供するための取組
	食育・喫食促進につながる提案	本市の食育促進につながる取組
	取組姿勢 (プレゼンテーション時)	取組姿勢、説得力、質問に対する応答性
見積評価	見積書	見積価格に応じて点数化

### (1)プレゼンテーション

- ア 時間は1社あたり30分とする。(準備5分、提案15分、質疑10分)
- イ 出席者は3人以内とする。
- ウ プレゼンテーションは提案書の内容に基づき行うものとする。
- エ 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ本市が準備したプロジェクター及びスクリーンを利用することができるが、パソコンは各自で持参すること。なお、使用する電子データは、提案書と同一内容とし、変更、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。  
※ 本市が準備するプロジェクター、スクリーンを利用して提案説明を行う場合は、令和7年8月18日(月)までに学校給食課に対しメールにより連絡すること。
- オ 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

## 13 審査結果

### (1) 通知方法

プレゼンテーションを行った全ての者に対し、文書により通知する。

### (2) 通知予定日

令和7年8月26日(火)

### (3) 契約交渉

総合評価点が最も高い者を受託候補者とし、総合評価点が同点の場合は、その中の最も安い見積額を提出した者を受託候補者とする。また、見積額も同額である場合は、くじにより受託候補者を決定する。

本業務の委託にあたっては、受託候補者と契約の交渉を行うが、当該交渉が不調に至ったときは、次点の者から順に契約の交渉を行っていく。

なお、委託契約は、令和8年4月1日から1年間とし、翌年度以降については、業務の履行実績の評価を行い、良好であり継続して委託することが妥当と判断した場合に、当該年度の予算額の範囲において、業務期間内において引き続き契約を行う。

## 14 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 提案書の提出は1社につき1案とする。

## 15 提案書等に関する条件

### (1) 委託料等に関する条件

#### ア 業務の履行等

受託事業者は、毎月分の業務完了報告書を当該月の業務完了後速やかに提出する

こと。大津市は、業務完了報告書を受理したときは、本業務が適切に履行されているかどうか確認する。

イ 委託料の支払い

委託料は、令和8年4月分を初回として、月ごとに支払うものとする。受託事業者は当該月分の委託料を大津市に請求し、大津市は適正な請求書を受理した日から30日以内に委託料を支払う。

ウ 委託料の金額について

本実施要領の「3 委託料上限額」に記載されている金額は、令和7年2月1日現在における令和8年度児童生徒数及びクラス数推計、給食実施予定日数、人件費における社会保険料等を基に積算したものである。令和9年度以降の委託料の算定にあたっては、年度毎に、当該年度の4月直近の児童生徒教職員数及びクラス数推計、給食実施予定日数、人件費における社会保険料等に基づき積算額を再計算し、それを基に下記のとおり各年度の委託料を算定する。

なお、令和8年度の委託料については、仕様の変更がある場合は協議を行う。

令和9年度以降の

年度ごとの委託料 = 市の当該年度の積算額 ×

大津市学校給食業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施時における  
令和8年度の受託者見積額

大津市学校給食業務委託に係る  
公募型プロポーザル実施時における  
委託料上限額

エ 給食実施日数等の変動に伴う委託料の扱いについて

委託料については、当該年度の当初に予定していた給食実施日数の増減が5日を超える場合は、現行契約の見直しについて協議を行うことができるものとする。

(2) 業務委託契約締結までに準備すべき内容

ア 生産物賠償責任保険への加入について

受託事業者は、製造物責任法（平成6年法律第85号）の規定による損害賠償責任を履行するため、生産物賠償責任保険に加入すること。

イ 業務の遂行に必要な人員の確保及び物品や配送車両等の調達、確保について

受託事業者は、学校給食業務を行うのに必要な人員を確保し、円滑に業務を開始できるよう研修を行うこと。また、学校給食業務を行うのに必要な物品や配送車両等を必要数調達又は確保すること。なお、配送車両は、コンテナの積み込みや積み下ろしのため後部パワーゲート仕様とし、各学校への配送ルート、所要時間等を事前に確認しておくこと。

ウ 上記ア及びイにかかる経費は全て受託者の負担とする。

### (3) リスク分担

業務委託契約締結後の大津市と受託事業者の主なリスク分担は、次のとおりとする。

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		大津市	事業者
事業の中止・延期に関するリスク	大津市の指示によるもの	○	
	事業者の事業放棄・破綻		○
不可抗力リスク	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可リスク	事業の実施に必要な許認可取得の遅延等		○
施設・設備等損傷リスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	
性能リスク	仕様書で定める水準に不適合		○
調理事故・異物混入等に関するリスク	事業者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外	○	

### (4) 遵守法令等

#### ア 法令等

学校給食法、食品衛生法、労働基準法等の労働関係法及びその他関連法規等

#### イ 要綱等

学校給食衛生管理基準、大量調理施設衛生管理マニュアル及びその他関連要綱等

## 16 委託事業実施に関する事項

### (1) 業務委託の継続が困難になった場合の措置

受託事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその恐れが生じた場合には、大津市は受託事業者に対して修復勧告し、一定期間内に修復策の提出及びその実施を求めることができる。受託事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、大津市は受託事業者に対し、契約の解除及びこれにより生じた損害賠償を請求することができる。

### (2) 大津市による本業務の実施状況の評価

大津市は、委託契約に基づき受託事業者の実施状況について、定期又は随時に監視を行う。その結果、委託契約書及び仕様書で定められた内容を充足していないことが判明した場合は、委託料等の減額を行うことがある。

### (3) 再委託の制限

受託事業者は、業務の全部を再委託してはならない。また、業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ本市に再委託承諾願を提出し、承諾を得ること。

## 17 情報公開及び提供

市は参加者から提出された提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とする。

## 18 その他

### (1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

### (2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

なお、緊急やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。この場合において本公募型プロポーザル方式に要した費用を本市に請求することはできない。

### (3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は提案書等の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第7号）を本市あてに提出すること。

### (4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 現地見学会又はプレゼンテーション審査を連絡なく欠席した場合

カ 見積書の金額が「3 委託料上限額」を超過した場合

### (5) 著作権等の権利

提案書等の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

### (6) 参加者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

### (7) 本プロポーザルの詳細は実施要領及び仕様書等によるものとし、それらに記載の無い事項については、本市の判断により決定する。

### (8) 本件に係る契約は、令和8年度当初予算の議決を要することから、当該予算が成立することを条件とする。

## 19 問い合わせ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市教育委員会事務局 学校給食課 (別館2階) 担当 石田 宛

TEL 077-528-2636

FAX 077-525-0410

電子メールアドレス [otsu2412@city.otsu.lg.jp](mailto:otsu2412@city.otsu.lg.jp)